

令和6年(行コ)第246号 損害賠償請求行為請求控訴事件

控訴人 榎本清

被控訴人 東大和市長

答弁書

令和6年12月19日

東京高等裁判所第19民事部へ1係 御中

〒169-0051

東京都新宿区西早稻田1-9-37

フラットワセダ202 秋法律事務所(送達場所)

電話 03-6265-9329

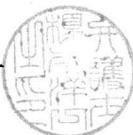
FAX 03-6265-9330

被控訴人訴訟代理人弁護士 秋山一弘



同訴訟複代理人弁護士

榎本洋一



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

第2 控訴理由書に対する反論

- 1 はじめに

被控訴人の主張は、原審口頭弁論において述べたとおりであり、原判決が控訴人の主張を棄却したことは正当である。

控訴人は、2024年10月3日付け控訴理由書（以下「控訴理由書」という。）において、原判決の判断に誤りがある旨主張するが、その内容は、原審における主張を繰り返すものや、独自の見解に基づくものであって、控訴人の主張はいずれも理由がない。

よって、本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以下、控訴理由書における控訴人の主張に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本書面で新たに定義するもののほか、原判決の例による。

2 民法648条の2第1項違反について

(1) 控訴人の主張

控訴人は、「地方自治法第232条の5「普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。」の「債権者」であることを橋本弁護士が満たすためには、東大和市にとって経済的利益の実質的な確保がなければならない。しかし、当該時点は上告期限である同年11月25日以前であり、上告される可能性は予測すべきであったし、それはできたことである。そうであれば当然に11月21日時点で判決は確定しているとは言えず、経済的利益が確保されていたとは言えない。従って同市には成功報酬を公金から支払う義務はない。すなわち、この段階で成功報酬を支払うこととは民法第648条の2の「委任事務の履行により得られる成果」が確定していないことになり、橋本弁護士が地方自治法第232条の5の「債権者」に当たらないのは明白であり、地方自治法第232条の3に言う「支出負担行為」に違反することになる。」（控訴理由書3ページ）等と主張する。

(2) 被控訴人の反論

ア 民法648条の2第1項は「委任事務の履行により得られる成果に対し

て報酬を支払うことを約した場合において、その成果が引渡しを要するときは、報酬は、その成果の引渡しと同時に、支払わなければならない。」と規定し、事務処理の成果が物の引渡しを要するときは、同法633条の規定と同様に引渡しと同時に報酬を請求できるとしているが、物の引渡しを要しないときは委任事務の履行後に成果に対する報酬を請求できることになる。

これを本件についてみると、本件委託契約は、別件訴訟の控訴審に関する訴訟事務を橋本弁護士に委託することを内容とし、委託期間を控訴審が終了する日までとするものである（乙3）。そして控訴審に関する訴訟事務の成果は、控訴審における勝訴判決であり、これは物の引渡しを必要とするものではないから、同契約に基づく成功報酬請求権は、控訴審における訴訟事務の履行により得られた成果である勝訴判決直後に発生することになる。

そうすると、別件訴訟における控訴審判決は、令和4年11月9日に言い渡され、その内容は控訴棄却判決、すなわち、市の勝訴であったのだから、民法648条の2第1項の規定に従えば、橋本弁護士は同判決の言い渡し直後に成功報酬請求権を取得することになる。

したがって、橋本弁護士が、同月21日に市に対し本件委託契約に基づく成功報酬として118万8000円を請求し、市が令和5年1月6日に橋本弁護士に同額を支払ったことは民法648条の2第1項に違反しない。イ　これに対して控訴人は、「11月21日時点で判決は確定しているとは言えず、経済的利益が確保されていたとは言えない。従って同市には成功報酬を公金から支払う義務はない。すなわち、この段階で成功報酬を支払うことは民法第648条の2の「委任事務の履行により得られる成果」が確定していない」（控訴理由書3ページ）として、民法648条の2第1項にいう「委任事務の履行により得られる成果」を控訴審で勝訴判決を得る

ことではなく、同判決が確定することと考えているようである。

しかしながら、本件委託契約書1条は、「委託者は、東京高等裁判所令和4年（ネ）第2972号損害賠償請求控訴事件（略）に関する一切の件について受託者に委任し、受託者はこれを受託する。」と規定し、2条は「委託期間は契約締結日から控訴審が終了する日までとする。」と明確に規定しているのであるから、本件委託契約は、別件訴訟の控訴審に限って訴訟事務を橋本弁護士に委託するものであり、その訴訟事務の成果、すなわち民法648条の2第1項にいう「委任事務の履行により得られる成果」が控訴審における勝訴判決の獲得を意味することは明白である。

したがって、当該「成果」を当該勝訴判決の確定と解釈する控訴人の主張は、本件委託契約における「成果」の意味を誤って理解するものと言わざるを得ない。

ウ よって、控訴人の上記主張は理由がない。

3 令和4年11月21日付の協議書（乙5、以下「本件協議書」という。）の締結について

(1) 控訴人の主張

控訴人は、「本件の違法性の核心は、2022年6月17日に締結された高裁契約書自体ではなく、2022年11月21日に支払合意するに至ったその解釈であり、協議書締結によって成功報酬支払を合意したことである。・・・成功報酬支払という支出の原因となる支出負担行為である協議書の締結が、なぜ2023年8月4日の確定判決を遡る8ヶ月以上前の2022年11月21日であったのかが問われねばならない。」（控訴理由書3ページ）と主張する。

(2) 被控訴人の主張

ア 上記2(2)で述べたとおり、民法648条の2第1項の規定に従えば、本件委託契約に基づく成功報酬請求権は、控訴審における勝訴判決直後

に発生するところ、本件委託契約においては、「成功報酬について「委託事務終了後、委託者の予算の範囲内において別途協議して定める。」と規定していることから、同契約に基づく成功報酬請求権は、当該協議に基づく市と橋本弁護士との合意によってはじめて具体的な請求権として行使できるようになる。

そして、上記のように本来の成功報酬請求権が控訴審判決における勝訴判決（令和4年11月9日）直後に発生するものであり、成功報酬に係る合意をいたずらに遅らせることになれば、不当な支払の遅延につながることからすれば、成功報酬に係る合意は勝訴判決後、速やかに行うのが合理的かつ正当である。

これを本件についてみると、本件協議書は、控訴審の勝訴判決があつた日の12日後である同月21日に締結され、当該締結日が上記で述べた観点に照らして合理的かつ正当なものであることは明らかであるから、市が同日において本件協議書を締結したことに何ら違法な点はない。

したがって、本件協議書の締結日を論難する控訴人の主張には理由がない。

イ　これに対し控訴人は、「高裁契約書に「成功報酬支払時期について制限すべき事項」がなくとも、「法に触れない範囲で」と言うのは大前提である。つまり、協議し合意する期日は、違法にならない期日から適時を選べば良い。前項で述べた通り、2022年11月21日は確実に「法に触れる日」である。」（控訴理由書4ページ）と主張する。

しかしながら、控訴人のいう「法」は、民法648条の2第1項の規定を指しているものと解されるところ、本件協議書を令和4年11月21日に締結したことが同項に何ら違反するものでないことは、上記2(2)で述べたことと同様であり、控訴人の主張は失当というほかない。

ウ　したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

第3 結語

以上のとおり、本件控訴は理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上